

霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	基本使用料（1時間につき）
和室	150円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

霧島市福山農村青年の館の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。